

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

地域福祉を推進するためには、市民、地域や行政の協働による推進が重要です。そのため、第4章では「市民」、「地域」、「行政」それぞれの立場における取り組みの方向性を示し、施策を展開していきます。

市民

個人や家庭など、市民の取り組みの方向性を示します。

地域

地域コミュニティ（町内会、老人クラブ、子ども会、コミュニティや民生委員・児童委員）、ボランティア・市民活動団体、福祉関連事業所、医療関係機関やNPOなど、地域におけるさまざまな人や組織による取り組みの方向性を示します。

行政

質の高いサービスを提供するために、市や社会福祉協議会の取り組みの方向性を示します。

1 みんなで支えあう地域づくり

(1) 助けあいの意識づくり

現状と課題

少子高齢化が進み、市民の生活様式が多様化するなかで、核家族化が進みひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増えています。また、地域での交流が少なくなり地域の暮らしの中で孤立し、不安を感じることも多くなっています。

また、地域では年齢、性別、国籍の異なる人や障がいのある人ない人などさまざまな人が生活する中、本市では地域の福祉の向上と交流の拠点として南文化センターを位置づけるとともに、人権教育・啓発施策を推進しながらお互いの人権を尊重しあい、支えあう地域づくりに努めてきました。

アンケート調査では、あいさつや地域での声かけなどの交流は行われている現状が伺えますが、地域に目を向けられない人や近所づきあいを避ける人もみられ地域活動に参加していない人に対する意識啓発が重要となっています。そのため、活発な助けあい活動を行っている地域を紹介するなど地域活動の大切さや活動の起こし方などの情報提供を行い、活発な地域活動を広めていく必要があります。

また、新しく転居してきた人の地域活動への参加を促進したり、転入者が受け入れられやすい地域づくりを支援していくことが大切です。

取り組みの方向

助けあいの意識づくりの基本はあいさつです。地域のあいさつ運動を推進し、地域意識を高めるよう努めます。また、広報紙や回覧板などによる啓発活動や町内会をはじめとした地域活動を通じて、地域における助けあいの意識づくりを推進します。

さらに、障がいや認知症に対する理解を深めるとともに、一人ひとりの人権を尊重し地域で助けあいやすい環境づくりを支援します。

具体的な取り組み

あいさつ運動の推進

市民

- あいさつなど近所づきあいに対する意識の高揚

地域

- 地域活動への参加など顔の見える関係づくり

行政

- 見守り活動など各団体での活動時におけるあいさつ運動を支援します。
- 小中学校においてあいさつ運動を推進します。

女性、子ども、高齢者や障がいのある人等の人権に対する理解

市民

- 地域にはさまざまな人が住んでいることを理解し、お互いの人権を尊重
- 障がいや認知症に対する理解

地域

- 地域の団体等における障がい、認知症等に関する対応や人権などの学習や理解を深めるための普及啓発



行政

- 同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、同和問題の正しい理解と認識を深めるためのさまざまな取り組みを行います。
- 地域の福祉の向上と交流の拠点となる南文化センターの充実を図ります。
- 女性、子ども、高齢者や障がいのある人などさまざまな人権問題についての理解を深めるとともに、人権感覚を身に付けるための学習機会の提供や啓発活動を実施します。
- 認知症サポーター*の養成や認知症に対する正しい理解を普及します。
- 認知症高齢者を抱える家族など、介護している家族への相談及び情報の提供による支援体制を地域包括支援センター（高齢者相談センター）を中心に充実します。
- 市民が、ユニバーサルデザイン*、ほじょ犬マークや聴覚障がい者シンボルマーク等関連する各種啓発用シンボルマークについて理解し、障がいについての認識が深まるよう広報・啓発活動の充実を図ります。

認知症サポーター
認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けた人で、認知症の人と介護する家族を温かく見守り、さり気ない援助ができる応援者。受講修了者には「オレンジリング」が渡される。

ユニバーサルデザイン
年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように設計すること。

近所づきあい

市民

- 積極的な近所づきあいによる困ったときの助けあえる関係づくり
- 近隣での集まりへの参加
- 近所で誘い合ってイベント等への参加

地域

- 新しい転入者が地域活動に参加しやすい環境づくり
- 夜回りをはじめ、地域の問題解決に向けた自主的な地域活動
- 昔からのよさや伝統を若い世代へ伝承

行政

- 地域コミュニティづくりの必要性について広報紙やパンフレットにより、広く市民に対する啓発活動を行っていきます。

(2) 支えあいによる地域づくり

現状と課題

地域での支えあいの基本は見守りや声かけですが、一方で個人情報保護に対する過敏さが問題となっています。

また、近年、高齢化の進展に伴いひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、地域力の低下によりコミュニティ意識の希薄化が叫ばれる中、高齢者の孤独死が全国的に増加しています。こうした中、地域での見守りや声かけがより一層重要なものとなっています。

アンケート調査では、困っている人に対して、声かけや安否確認などをしてあげられると回答した人が多くみられます。

地域での支えあいを進める上で、日常生活での声かけが重要であり、地域や市が主体となって普及啓発する必要があります。

また、住民相互の理解が重要であり、そのため、障がいや認知症など支援が必要な人に対する理解を深めることが大切です。さらに、さまざまな支えあい活動に対する理解を広めるとともに個人情報の保護について正しく理解することが重要です。

取り組みの方向

地域力を活かしお互いに支えあう地域づくりが重要です。そのため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯や障がいのある人をはじめ日常生活において支援が必要な人を地域で見守り、支えあう地域づくりを推進します。また、潜在化している支援を必要としている人の早期発見に努めます。

具体的な取り組み

見守り活動の推進

市民

- 地域におけるちょっとした声かけ
- 周囲の人の変化に気づいた時の民生委員・児童委員などへの連絡
- 困っていることや支援が必要なことの相談
- 地域での声かけなど日常生活の中での支えあいの意識の向上
- 地域における一人ひとりの役割を理解し協力

地 域

- 日ごろからちょっとした変化に気づき地域で支援が必要な人の把握
- 地域での見守り活動や声かけ活動など地域での支えあいの推進
- 支援を必要とする人と支援する人がお互いに理解しあえる交流の場づくり

行 政

- 嘱託員、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員やその他関係機関の協力のもと、地域住民による見守り体制を整備します。また、見守りマップの作成を行います。

個人情報保護に関する普及啓発

市 民

- 個人情報保護に対する正しい理解

行 政

- 国が作成した個人情報に関するパンフレットにより正しい理解を促します。

(3) 活発な地域活動づくり

現状と課題

まちの活性化には、市の取り組みだけでは限界があります。そのため、住民のマンパワーが発揮される地域活動が重要になります。

地域では地域コミュニティ、PTA、ボランティア・市民活動団体や社会福祉協議会などさまざまな団体が助けあいの地域づくりに向け活動しています。

アンケート調査では、地域活動への参加意識が少ない人が3割を超えています。そうした中、となり組などの小さな単位の集まりへ参加ができるように意識づけすることが必要です。

今後、地域住民の地域活動への参加意識を高めるために地域と市が連携した啓発活動や地域活動の拠点の確保が必要です。

また、地域コミュニティや地区社会福祉協議会などさまざまな団体がある地域について地域での役割分担や市の所管課間での連携など相乗効果が発揮できる組織構造を構築する必要があります。

取り組みの方向

地域のつながりの大切さや地域活動の良さなどを普及啓発するとともに、参加を促進します。また、地域コミュニティによる支えあい活動を支援します。

さらに、より発展的な地域活動につなげていくため地域活動に関連する情報提供を関連部局との連携を図りながら積極的に行います。

具体的な取り組み

地域活動の充実

市民

- 町内会や老人クラブなど地域活動への参加意識の向上と積極的な参加
- 地域活動に近所で誘い合い企画段階からの積極的な参画
- 地域のルールやマナーの遵守

地 域

- 魅力ある町内会活動の実施
- 町内会活動の重要性に関するPR
- 障がいのある人など地域のすべての人が地域活動に参加できる配慮
- 地域コミュニティやボランティア・市民活動団体など地域における役割分担の明確化

行 政

- 市民活動等に関する積極的な広報活動や情報公開などを通じてまちづくりへの参画意識の高揚を図ります。
- 市民活動に参加するきっかけづくりや新規のまちづくり団体の設立支援等を行い、市民活動への参画機会の充実に努めます。
- 地域コミュニティの活動状況の情報提供などにより、市民の地域活動への自主的な参加や相互協力を促します。

交流機会の充実

市 民

- 地域の高齢者の知識や経験をいかした子育て支援などの世代間交流

行 政

- 地域住民の交流や世代間交流など市民間の交流を推進し、市民の連帯感の醸成に努めます。
- 老人クラブの自立的活動を支援するとともに、世代間交流事業の充実や生涯学習・スポーツ活動を通じた生きがいがづくりを促進します。
- 民生委員・児童委員主催の子育てサロン*について情報提供を行います。

交流の場・活動拠点の確保

地 域

- 地域で集まる場の確保



子育てサロン
 子育て中の親子などと、ボランティアが共に遊びを通じて子どもの成長について学ぶ活動。

行政

- 地域住民が既存の公共施設を有効に活用できるような環境を整え、コミュニティ活動を支援します。
- 市民主体の市民活動を支援するとともに、市民活動団体等に関する情報の収集・発信をはじめとする各種情報の提供や交流の場の確保などに努めます。
- 高齢者福祉施設のあり方を見直し、高齢者及び地域住民の交流活動施設として活用を図ります。
- 地域の交流やイベント等の目的で学校施設の使用希望がある場合、使用許可を行います。

具体的な取り組み

地域力の向上（コミュニティの活性化）

地域における問題や課題として、住民の地域への関心の低下、少子高齢化による家庭・地域での子育て、介護力の低下、単身世帯の増加や災害時要援護者の対応への不安などがあげられます。

また、町内会などの地域組織の問題や課題としては、活動を支える担い手の不足、活動内容の重複、認知不足や地域役員などの固定化や組織間の横のつながり不足などがあげられます。こうした問題や課題を解決するためには、地域社会を構成するさまざまな人の参画と協働によるまちづくりが必要です。

現在、地域コミュニティをはじめ、環境や福祉などの特定分野における専門性とノウハウを有しているNPO等が、さまざまな地域活動を実施しています。

これらの地域活動はある程度の地域的なまとまりがあり、日常的に顔のみえやすい範囲として考えられ、その地域の問題や課題を地域と市が協働し、解決する仕組みを模索し、地域力を向上（コミュニティの活性化）させることが重要です。

期待される取り組み

- 地域の中での分野を超えた顔の見える関係づくり
- 地域が抱えている問題や課題の洗い出しと情報の共有化（コミュニティ機関紙の発行など）
- 地域組織が担う役割の再確認
- 明らかになった問題や課題の自助・共助・公助の区別を明確化
- 地域と市が協働し、取り組むべき事柄について優先順位をつけ、できることから取り組む
- 地域の実情に応じた対応ができるような市組織・施策の変更
- 地域と市の協働による「新たな公共」の模索

(4) みんなが参加するボランティア活動

現状と課題

近年、ボランティアや市民活動への関心が高まり、現在、社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの登録団体数は46団体、登録者数は1,627人（平成22年3月31日現在）にのぼっています。こうした背景から、地域住民が行っているさまざまな活動や各種団体の活動がお互いに連携しながら活性化していくよう支援体制の強化が求められています。

アンケート調査では、ボランティア活動をしたことがない人でも活動したいと思っている人が約3割あり、潜在的なニーズは多くみられ、活動のきっかけづくりが重要となっています。そのため、ボランティア活動に対する理解を普及啓発することが必要です。

また、支援を必要とする人と支援する人とお互いの理解が求められるなかで、両者をコーディネートする機能の充実が求められています。

取り組みの方向

各種の事業を利用して、ボランティア活動についての理解を促進します。また、これから活動しようとしている人たちに対しても活動の情報提供の充実を図るなど、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

さらに、より効果的な活動につなげていくため、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能を強化します。

具体的な取り組み

ボランティア活動の充実

市民

- ボランティア活動に対する関心と理解
- 自分のできることからの手助けの実行

地域

- ボランティア活動に興味のある人に対する活動への参加のきっかけづくり

行政

- 社会活動への参加意向のある市民をボランティア活動につなぐとともに、参加者同士の情報交換等を通じて活動の活性化を図るために、ボランティアセンターへの登録を促進します。
- 社会福祉協議会のホームページや「福祉だより」などを活用し、ボランティアに関する情報提供を行います。また、ボランティア連絡協議会を通じて、ボランティアに関する広報活動を行います。
- ボランティアセンターに登録している団体に対しその活動の支援を行います。

ボランティア人材の育成

市民

- ボランティア活動への参加

行政

- 専門分野で活躍する市民等の人材情報を登録し、その活用を推進します。
- 介護予防事業の一つとして、市内在住の65歳以上の方がボランティアを通じて社会参加し、より元気になることを目的とした介護ボランティア制度の活用を促進します。また、介護支援ボランティアを広く周知するとともに対象事業所等の拡大を図ります。
- 各種ボランティア養成講座の開催を支援し、ボランティアの育成に努めます。
- 手話、要約筆記、点字やガイドヘルプ等に関するボランティア養成講座を開催し、ボランティア人材を育成します。



ボランティアコーディネートの充実

市民

- 支援を必要とする人と支援する人との相互理解

地域

- ボランティア団体同士による交流

行政

- ボランティアセンターの周知を図るとともに、ボランティアセンターにおいて、ボランティアを必要とする人とボランティア団体等のコーディネートを行います。



(5) 地域を支える担い手づくり活動

現状と課題

地域活動を活性化するためには、地域活動のリーダーとなる人材の確保や育成が重要です。

そして、地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域の伝統・歴史・文化に触れることなどが必要であり、学校教育や地域でのさまざまな活動への参加体験を通じての意識づけが必要です。

取り組みの方向

学校教育における体験学習など福祉教育を推進し、子どもの頃から支えあい意識を育みます。市民に対しても福祉について学ぶ機会を充実させ、地域活動リーダーの育成につなげていきます。

具体的な取り組み

福祉教育の充実

市民

- 子どもの頃からの地域活動への積極的な参加やさまざまな活動の体験
- 大人が子どもの手本となる環境づくり

地域

- 地域力を活かした子どもの頃からの福祉教育の充実
- 障がいのある人や高齢者などさまざまな人との交流



行政

- 豊かな人間性と社会性を育むため、道徳の授業研究や学校・保護者・地域が協働し体験活動を推進します。
- 社会福祉協議会との連携を図り、小中学校での福祉実践教室や総合学習での福祉教育をさらに充実させます。
- 子どもの時から障がい者福祉について理解を深め、思いやりの心を育成するために、学校での福祉実践教育を実施し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。

地域福祉の担い手の育成

市民

- 会社を定年退職した後や子育てが一段落した後など、今まで培った経験を活かした地域活動への関わり

地域

- 地域活動を通じた後継者の育成
- 地域活動を活発にするためのリーダーや人脈づくり

行政

- 専門分野で活躍する市民等の人材情報を登録し、その活用を推進します。
- 市民活動団体等の活動、交流、生涯学習や各種行政施策などへの参画を通じて、まちづくりの知識や経験を持つ人材や団体の育成に努めます。
- 市民との協働を推進していくため、行政が適切な財源を保証したうえで、担い手となる市民活動団体が協働事業を実施するための制度等を確立していきます。
- 地域コミュニティリーダーの養成などを目的とした研修会などを通じて、新たな人材の発掘を支援します。

2 総合的な福祉サービス供給体制の確立

(1) わかりやすい情報提供

現状と課題

保健福祉に関する行政サービス、民間事業者の情報や地域でのさまざまな活動の情報がすべての住民に行き届くことは、地域で安心して暮らしていくためにはとても重要なことです。

アンケート調査では、市民の約6割が福祉サービス情報を入手できていないと回答しています。そのため、福祉サービスが十分周知されておらず、どこにどんな情報があるのか、誰にでもわかりやすく提供する必要があります。

また、広報紙やホームページではさまざまな福祉サービスに関する情報を提供していますが、興味のある部分しか見ない人も多く、わかりやすい情報提供を行うとともに、市民が情報を得ようとする意識を高めていく必要があります。

取り組みの方向

支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるように、福祉サービスに関する情報をわかりやすい提供手段、わかりやすい表現で提供します。また、民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）*、福祉関連事業所や医療機関などとも連携し、適切に福祉情報を提供します。

具体的な取り組み

情報提供の充実

市民

- 福祉に関する情報を得ようとする心がけ
- 口コミによる情報交換
- 広報紙や回覧板などでの確認
- 隣近所の人との福祉に関する情報交換

介護支援専門員（ケアマネジャー）
介護保険制度において、在宅や施設で自立したその人らしい生活が送れ、介護保険サービスや公的な福祉サービス、地域のボランティアなど社会資源を活用した介護サービス計画を立て、それぞれのサービスの連絡調整を行う専門職。

地 域

- 地域活動を通じた情報交換
- 介護、福祉や医療サービス事業所によるわかりやすいサービスに関する情報提供
- 民生委員・児童委員やボランティアを通じた福祉サービスの情報提供
- 地域組織等における市役所等への出前講座の要請

行 政

- 市の広報紙、ホームページやCATV等のさまざまな媒体を利用し、地域福祉や福祉サービスに関する情報を市民にわかりやすく周知します。また、制度改正があった場合は、その都度周知を行います。
- 障がい者一人ひとりのニーズにあった、真に必要なサービスを受けることができるようそれぞれの状況に応じた相談・支援の充実を図り、各種サービスの情報提供を行います。



(2) 相談しやすい窓口づくり

現状と課題

保健福祉サービスを利用する際は、市の担当部署、社会福祉協議会や地域の民生委員・児童委員等の相談窓口がありますが、身近に相談できる人がいない、あるいは相談窓口があっても行くことのできない人など、さまざまな状況があり、また児童虐待*、DV（ドメスティック・バイオレンス）*や引きこもり等新たな課題として社会問題化している事例についても相談体制の整備が求められています。

市民からは、市役所の時間外など、柔軟に対応できる相談窓口を求めている声もあり、相談時間帯をはじめ、さまざまなニーズに対応し、相談が必要な人が確実に相談できる体制づくりが求められています。

また、民生委員・児童委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）など地域で相談支援活動をしている人や地域包括支援センター（高齢者相談センター）など地域の相談機関が、相談が必要な人に周知されていない面があり、それらの周知を図るとともに相談内容に応じて円滑に支援機関につながる仕組みづくりが必要です。

取り組みの方向

地域包括支援センターをはじめ、相談内容に応じた窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりをめざします。また、民生委員・児童委員、介護支援専門員、福祉関連事業所や医療機関などとも連携し、適切な相談支援体制を構築します。

具体的な取り組み

相談体制の充実

市民

- ひとりで悩まず相談
- 近所の人による自主的な見守り活動と必要に応じた民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへの連絡

児童虐待

親（または保護者）によって子どもに加えられた行為（不行為）で、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為（不行為）。虐待のタイプは身体的虐待、育児放棄、性的虐待、心理的虐待の4つに分類されるのが一般的だが、実際のケースは複数のタイプが混在していることもある。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

同居関係にある配偶者や内縁関係の者、また両親、子、兄弟姉妹、親戚などの家族や親族などから受ける家庭内暴力。なお、同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。また、単に身体的な暴力にとどまらず、暴言や無視などの精神的暴力や「生活費を渡さない」「行動を制限する」などの社会的暴力も含む。

地 域

- 地域包括支援センター（高齢者相談センター）、障がい者相談支援事業所や市との連携による相談窓口の充実やサービスの情報提供
- 民生委員・児童委員による地域包括支援センターや市など専門機関との連携
- 民生委員・児童委員や地域の人によるひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などへの訪問

行 政

- 地域包括支援センターを活用した相談支援体制の強化を図るとともに、事業の周知を図ります。
- 心身の健康に関する相談に応じ、必要な生活指導及び助言を行い、家庭における健康管理を促進します。また、多種多様な相談に対応できるようスキルアップに努めるとともに、必要時、他課や関係機関と連携するなど相談体制の強化に努めます。
- 障がいのある人の心身の特性を踏まえて、自立した生活を営むことができるよう相談者の意思を尊重して、障がい福祉サービス事業所や保健・医療関係者等と連携を図り相談支援を行います。

相談窓口の周知

市 民

- 民生委員・児童委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめとする地域における相談支援活動をしている人の確認

地 域

- 地域活動等による民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの相談窓口の周知

行 政

- 市や地域包括支援センター等の相談窓口について、広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。

具体的な取り組み

民生委員・児童委員の周知

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域でさまざまな福祉活動を行っています。

①民生委員・児童委員の役割

- 1 担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する。
- 2 住民の抱える問題について、相手の立場に立った親身な対応をする。
- 3 充実・拡大する社会福祉の制度やサービスの内容や情報を住民に的確に提供する。
- 4 住民がその福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関・施設・団体等に連絡し必要な対応を促す。
- 5 住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるよう調整する。
- 6 住民の求める生活支援活動を自ら行い、また支援体制をつくる。
- 7 活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ必要に応じて関係機関などに意見を提起する。

②民生委員・児童委員の活動

- 1 地域住民の身近な相談、さまざまな福祉施策やサービス内容の把握、周知、必要なサービスが受けられるための援助や災害時など迅速な対応ができるよう担当区域内の実態把握など
- 2 ボランティアの発掘や地域住民の参加を得て、要援護者（世帯）の見守り、支援内容が多分野にわたってくる中で、保健・医療・福祉・教育等さまざまな関係機関との連携・協力ができるよう身近な地域を基盤としたネットワークづくり
- 3 高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすいものへと改善していく点検活動への取り組み、または環境改善に協力。社会福祉協議会、福祉施設や団体等と協力し地域住民のボランティア活動等福祉活動への参加の促進。
- 4 安心して子どもを産み育てられる環境の整備促進と支援。子どもが地域の中で健やかに育っていくよう環境の整備促進に努め、子育ての不安・悩み等に関して気軽に相談を受けられるための支援体制づくり。

また、民生委員・児童委員は、近年、問題になっている高齢者等の孤立の防止や所在不明問題に対応する役割を担っています。しかし、市民の声を聞くと民生委員・児童委員の活動が十分に周知されておらず、そのため、活動が十分に機能していない現状もあり、地域住民をはじめ関係機関・団体等にも民生委員・児童委員とその活動の周知と理解を図ることが重要です。

そこで、地域における回覧板を活用し、地域ごとの民生委員・児童委員の紹介を行い周知を図ります。また、広報紙で民生委員・児童委員活動を紹介するなどその活動等について周知を図ります。

さらに、防災訓練など地域の人が集まるイベント等への民生委員・児童委員の積極的な参加を促し周知を図ります。

(3) 保健福祉サービスの充実

現状と課題

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが地域で心豊かに充実した生活を送ることができるよう、地域での生活を支援するための取り組みが求められます。平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障がいのある人への一体的なサービス提供が始まりました。また、介護保険制度も開始から10年が経ち、サービス内容の充実やより必要性の高いサービスの提供等、制度を成熟させる期間へと移行しています。

しかしながら、地域では支援が必要にもかかわらず、福祉サービスを利用していない人などの把握が困難な状況です。そのため、地域と市の協働により高齢福祉・障がい福祉・子育て支援などの福祉サービスの制度を利用していない人を支援する仕組みづくりが必要です。

また、福祉サービスを利用することに対する理解は広まっていますが、一部にサービス利用を拒む人がみられ、こうした潜在した「支援が必要な人」の掘り出しが重要です。

そして、福祉サービスの質の向上を図るうえで福祉サービス事業所に対して第三者評価*の導入を促進する必要があります。

取り組みの方向

支援が必要な人に対して、適切にサービスが提供されるように地域と連携し取り組みます。

また、サービスの質の向上を図るため、第三者評価の導入を促進するとともに苦情処理からサービスの質の向上につなげる仕組みを確立します。

具体的な取り組み

保健福祉サービスの充実

市民

- 介護や子育てを地域や社会が支援することに対する理解
- 障がいのある人や認知症高齢者をはじめ、家族に支援が必要な人がいることに関する近所の人との共有
- 福祉サービス利用者のニーズに関するサービス事業所や市等への連絡
- 自分にあった福祉サービスの活用
- 日常生活自立支援事業*や成年後見制度*などの権利擁護に関する理解
- ひとり暮らし高齢者等に関する状況を民生委員・児童委員等への連絡

第三者評価

福祉サービスの質の向上をめざすとともに、利用者への情報提供を行うため、当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が評価を行う。平成12年に改正社会福祉法の成立により福祉サービス事業者の自己評価等の努力義務が明示された。

日常生活自立支援事業

日ごろの生活に不安のある方の福祉サービスの支援や、お金の管理を行う事業。

成年後見制度

判断能力が不十分な方について本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

地 域

- 地域のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯や日中のひとり暮らし高齢者の把握
- 支援を必要とする人に対する福祉サービスの利用促進
- 交流の機会によるお互いを理解しあう場所づくり
- 地域で支援を行っている人や支援機関、市とが連携できる仕組みづくり

行 政

- 認知症や知的・精神障がいのある方など、判断能力に不安がある方を対象に金銭管理や福祉サービスの利用の援助を行う日常生活自立支援事業に関する啓発、周知を行うとともに地域包括支援センター（高齢者相談センター）等との連携を強化します。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護に関する周知を図り、制度の利用を促進します。
- 福祉サービスの質の向上を図るため、第三者評価を行い、必要に応じて是正を行います。
- 障がい福祉サービス事業所や障がい者相談支援事業所等関係機関が参加する障がい者自立支援協議会を開催し、サービスの質の向上を図ります。
- 保健・医療・福祉の連携を強化し、在宅福祉を中心としたきめ細やかなサービスが提供できる総合的な福祉サービス供給体制の確立に努めます。
- 南文化センターでは、地域住民の生活課題に応じた自立支援を行うとともに社会福祉法人やボランティア等関係機関と連携を図りながら、各種の福祉事業を展開します。



3 みんなで支えあう仕組みづくり

(1) 地域課題の把握

現状と課題

地域にはさまざまな生活課題があり、その実態を把握し、その課題解決のためにどのような仕組みやネットワークを、どの程度構築していくことが適切かを把握し、地域の取り組みを提案しあえる仕組みづくりを支援する必要があります。

取り組みの方向

地域住民をはじめとして地域コミュニティ、ボランティア・市民活動団体、社会福祉協議会や社会福祉に携わる事業者などのネットワークをもとに、地域のさまざまな生活課題について意見交換し、地域の新しい取り組みを提案しあえる仕組みづくりを推進します。

具体的な取り組み

地域課題の把握

市民

- 地域での困りごとや生活課題に関する相談

地域

- 地域の取り組みを提案しあえる仕組みづくり

行政

- 市民等から寄せられた市政に対する意見・要望を受け止め、市民の目線に立ったまちづくりに取り組みます。
- 住みやすい地域にするために、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けて各種関係機関との連携を強化し適切な対応を図ります。

(2) みんなでつくる地域の安心・安全

現状と課題

地震など大規模災害が起きた時、高齢者や障がいのある人など、援護の必要な人が困らないような対策を講じることが必要です。

本市においても、防災訓練などが地域で行われていますが、周知不足や住民の防災意識の不足などの問題があげられています。

また、都市化の進展などにより犯罪が増加し、市民の不安は高まっています。

今後も地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識を高めるとともに、防災訓練など地域での防災・防犯活動を周知することが必要です。

本市においても見守り隊の活動などが地域で展開されており、さらに子どもたちの登下校時の安全対策や地域での防犯対策を地域が一体となって実施していく必要があります。

取り組みの方向

災害時などの緊急時においては、地域の支えあい重要であり、自主防災や防犯対策の意識づくりに努めます。また、自主防災会や防犯対策の活動を推進するとともに地域ぐるみの防災・防犯活動を支援します。

災害時要援護者支援システムの構築をめざすとともに自主防災会やNPOとの連携体制を構築します。

また、誰もがともに暮らせるよう日常生活においてユニバーサルデザインの理念の普及啓発を図ります。



具体的な取り組み

防犯・防災・交通安全対策の充実

市民

- 地域住民が地域を守るという意識の向上
- 防犯・防災・交通安全の意識の向上
- 地域の防災訓練への参加
- 災害時に必要な食品、飲料水や生活必需品を日頃から備蓄
- 近所の人の顔が分かり合える地域づくり
- 地域活動への参加など、近隣住民が顔なじみになることによる防犯意識の向上
- 交通ルールの遵守

地域

- 町内会や警察などとの連携によるあいさつ運動・見回り活動の防犯パトロールの実施や防犯講座の開催による犯罪抑止
- 津島見守り隊の活動の推進
- 地域の危険箇所の把握
- 交通安全教室や防災訓練などの開催

行政

- 登下校の指導や通学団の指導などを通して、交通安全に対する意識を高めるとともに、通学路の点検を定期的に行い、安全な通学路の確保に努めます。また、地域やPTA・家庭の声を大切に、共通理解を深めながら、交通安全指導にあたります。
- 警察署・津島市交通安全協会及び地域ボランティアの協力により子どもや高齢者等に対し、交通安全教室・啓発活動を実施します。
- 警察署・津島市防犯協会及び地域ボランティアの協力により、街頭や店舗等において犯罪防止の啓発活動を行います。また、凶悪化する犯罪を減少させるため防犯教室や街頭啓発活動等を実施します。
- 各小学校区において、自主防災会運営による防災訓練・防災講演会を実施します。
- 防火思想の普及には幼い頃からの啓発が有効なことから児童等の参加による防火教室を実施し意識啓発に努めます。

災害時要援護者の把握

市 民

- 災害時要援護者が、災害時に必要な支援を地域等へ事前連絡

地 域

- 災害時要援護者の把握

行 政

- 自主防災会等に地域の災害時要援護者の把握を依頼し、災害時要援護者には台帳への登録を促すなど、災害時に安否確認等が速やかに把握できる体制づくりに努めます。
- 担当部局と連携を密にしながら、災害時に要援護者を的確に避難誘導等できるように支援します。
- 災害時要援護者登録台帳の整備を行い、民生委員・児童委員及び関係機関との情報共有に努めます。

具体的な取り組み

災害時要援護者登録台帳の整備

津島市では、災害時要援護者支援体制マニュアルを整備し、災害時における要援護者支援に努めています。災害時要援護者登録台帳には、登録希望した方の情報を登録しています。そのため、広報紙等で災害時要援護者支援体制に関する情報を定期的に発信し、災害時要援護者登録台帳の周知を図ります。

要援護者の把握

市の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や把握した情報の集約と適切な管理の方法について整備します。

要援護者情報の把握方法

- 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- 障がいのある人の情報に関しては、障がい者手帳発行情報等により把握する。
- ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- 市のみでは把握することが困難な情報（例えば、日中のひとり暮らし高齢者や病弱者を抱えている高齢者世帯等の情報等）については、民生委員・児童委員等に協力を依頼することにより把握する。

要援護者情報の共有

ア 関係機関との情報共有方法

要援護者登録制度については、広報活動を通じて周知を図り、自ら要援護者名簿等への登録を希望した人の情報を収集する方式とします。また、民生委員・児童委員等が要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集します。

要援護者本人から同意を得ない場合であっても、緊急時には津島市個人情報保護条例に準じて対応します。

イ 情報の更新

定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど、要援護者情報更新のための具体的方法を検討します。

要援護者の支援

ア 日常的な見守り活動や助けあい活動の推進方策

民生委員・児童委員や自主防災会等の協力を得て、日ごろから要援護者とのつながりの強化や支援を図り、見守り活動や助けあいの関係づくりを推進します。

イ 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

要援護者の安否確認情報を集約する市の連絡担当者を明確にし、民生委員・児童委員や自主防災会等が要援護者の異変を発見した場合と災害時など緊急対応が発生した場合の安否確認情報が市の担当部局に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制を構築します。

また、病気その他により民生委員・児童委員や自主防災会等が一時的に活動できない場合や連絡が取れない場合に、代替者が安否確認を行う体制を整備します。



(3) 地域をささえるネットワークづくり

現状と課題

地域福祉の推進は、地域住民をはじめとして地域コミュニティ、ボランティア・市民活動団体、社会福祉協議会や社会福祉に携わる事業者などと市とのパートナーシップに基づき、協働し支えあうことにより実現します。

地域においては、民生委員・児童委員と社会福祉協議会の活動が市民に知られていないことや地域活動に対する意識が低く、参加者も減少し、後継者も不足していたり、地域で活動する団体同士の円滑な連携がとれていないという現状があります。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会など地域のさまざまな社会資源*についての周知を図る必要があるとともに地域、学校、市や社会福祉協議会とのネットワークを構築する必要があります。

取り組みの方向

地域福祉の推進にあたり、地域住民をはじめとして地域コミュニティ、ボランティア・市民活動団体、社会福祉協議会や社会福祉に携わる事業者などと市との協働のもと地域での各種福祉活動や交流活動などを支援していきます。

市においても、市職員に対する意識啓発を推進し、庁内の連携体制を構築します。

社会資源

社会は、その規模の大小を問わず、一定の課題を解決したり、特定の目標を達成したりしなければならないが、そのために動員される道具的・手段的価値物のことで、既存の施設や地域で活動している団体などをいう。



具体的な取り組み

地域における支えあうネットワークの構築

市民

- 地域活動に対する意識の向上
- 主体的な地域活動等への参画

地域

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの周知
- 身近なところでの集える場の提供
- 学校や地域包括支援センター（高齢者相談センター）などとの連携による地域活動の実施
- 先進的な事例などを踏まえた地域活動の実施
- 地域のことについて話し合う機会の提供
- 地域の取り組みを提案しあえる仕組みづくり
- 地域コミュニティやボランティア・市民活動団体など、地域の役割分担の明確化

行政

- 地域コミュニティにおける課題などについて、意見交換・情報提供ができる機会を設けます。
- 自分たちのまちをよりよくしようという市民の活動を支援し、地区ごとに特色のある活動ができるよう、既存のコミュニティ組織等と連携をとりつつ地区社会福祉協議会の設立を支援し、活動の活発化を促進します。
- 小地域における住民協働活動や各種イベントを通じて、住民がお互いに協力し助け合う気持ちの再確認のため、地区社会福祉協議会を設置します。

具体的な取り組み

地区社会福祉協議会設立推進事業

社会情勢の変化により、地域で起きている生活上のさまざまな問題は、複雑かつ多様化しています。市が生活上の課題すべてを解決できるわけではなく、地域の生活上の課題を解決するためには、地域における市民の支えあい、助けあいが極めて重要になってきています。

地区社会福祉協議会は、市民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助けあいを育てていくための組織です。地区住民、町内会、民生委員・児童委員やその他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される地域組織です。

地区社会福祉協議会は、地域のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の風土づくりを進めていく活動です。

そのため、自分たちのまちをより良くしようという市民の活動を支援し、地区ごとに特色のある活動ができるよう、既存の地域組織等と連携をとりつつ、地区社会福祉協議会の設立を支援し、活動の活発化を促進します。

第4次津島市総合計画においても、地区社会福祉協議会設立推進事業により平成27年度までに3小学校区、平成32年度までに全8小学校区の地区社会福祉協議会の設立をめざしています。

地区社会福祉協議会において想定される活動

- 地域の住民自身が自発的に参加できる場づくり（地域懇談会など）
- 地域の見守り、情報収集や連絡調整
- 地域の団体や機関がその問題を共有し、解決推進体制を創り出す
- 地区独自の活動（地域住民が必要とする住みよいまちづくりに向けた自由な活動）例えば：災害に備え要援護者の地図づくり、危険箇所の地図づくり、敬老会の実施、悪徳商法*撃退法の講習会、介護技術の講習会、多世代交流活動、地域清掃、買い物配達支援、ひとり暮らし高齢者見守り活動など

悪徳商法

一般の消費者をターゲットに巧みな勧誘や強引な手法により、金銭をだまし取ったり、商品売りつけたりすること。